

## 株式会社セレマの回答

第1 申入書の内容は、当社の互助約款が消費者契約法第9条第1号及び同法第10条に基づき無効であると主張し、その要旨は、募集手数料及び集金手数料が「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」が高額であるというものと思われます。

以下にご回答を致しますが、書面到達後一週間以内に回答をしなければならないという関係上、十分な精査等ができていないことを申し添えます。

第2 募集手数料について。

1 まず、募集手数料ですが、当社においては、訪問販売員等を採用して、営業活動をしていただいております。従って、同人らに基本給の支払い・契約ができたときの出来高給を支払う等の募集手数料が発生します。また、募集のための印刷費用であったり、その他不動産管理費等の多くのコストがかかってきます。そして多くの支社等が存在するため、これらを全て計算して割り出された数字が実質的な募集手数料となります。更に、会員数が多くなり、募集及び入金の管理につき外注を依頼しておりその管理費も発生します。

京都府、滋賀、高槻における販売委員コストだけを計算するに、合計が昨年度にて年間5億強かかり、契約の成約が6347件存在することから、1件あたり、約7万5000円の募集手数料がかかっております。また、単純な計算として、販売員に一定の条件をクリアして契約が取れた毎に支払いがされるという制度があります。Pコースにあっては上限が3万6510円、下限が6000円となっています。Rコースでは上限が2万1910円、下限が4000円となっています。上限と下限が存在するのは、支社毎の相違及びその月の契約が取れた本数の大小等により金額が異なることからです。これらの実質的な募集費用を計算すれば、下記で定めた基準を遙かに超えるものとなっております。

- 2 他方、互助契約は、加入者が定められた月掛金を前払い方式によって積み立てることにより冠婚葬祭の施行請求の権利を取得し、会社が加入者の請求により冠婚葬祭の施行を行う義務を負う契約（前払式役務提供契約）で、割賦販売法第2章第3節の前払式割賦販売に該当します。

互助会は、昭和48年3月より「前払式特定取引業」として割賦販売法により規制を受けることとなり、これを業として営むためには、経済産業大臣の許可が必要です。この許可を得るためにには、約款も割賦販売法施行規則に定める基準に合致しなければなりません。約款については、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会が通達等をふまえた標準（モデル）約款を作成し、当社の約款もこの基準に適合したものです。約款を改正等する場合も、全て経済産業省の届出を得なければならず、その届出を得たものになります。

当然、解約手数料についても、割賦販売法第6条及びそれに従った標準（モデル）約款の基準に適合したものになっています。

従いまして、形式的にも、適法になっております。

なお、必要でしたら、全日本冠婚葬祭互助協会の標準（モデル）約款・解約金基準についてご高覧頂く準備はあります。

3 そして、前記1で記載した実質的にはより多くの募集手数料がかかるのですが、同2で記載した基準に適合させるために、より低い基準の募集手数料が定められています。

従いまして、募集手数料を変更する旨の申入は、理由がないものと思われます。

### 第3 集金手数料について。

集金にあたっては、振込手数料を当社が負担しております。更に、集金事務を行う業者に、委託料を支払っております。

また、加入者の要望で、前記の外務員が加入者のために、自宅まで集金に訪問しており交通費及び手数料を当社で負担しております、集金費用が発生します。その他経費が発生することはご理解できるものと思われます。

また、前記で記載したように、経済産業省の許可を受けており、形式的な基準にも適合しております。

従いまして、集金手数料につき、前記法律に違反するものではありません。

第4 ところで互助契約の加入者は、加入時と同等の役務の提供を将来にわたって受けられるという、物価上昇に係わらず、加入時に契約した役務内容と同等のものが追加負担なく受けられるという利益及び付加サービスを受けることができるという利益があります。

また、積立金を自由に運用とありますが、割賦販売法第18条の2においては、2分の1の前受金保全措置を執らなければならないと定められていますことを念のため申し添えます。

以上

京都市中京区西ノ京、中御門東町134

株式会社 セレマ

代表取締役 斎藤 武雄

担当 斎藤 吉孝

中京区鳥丸通二条下ル秋野々町529  
ヒロセビル5F

京都府消費者契約ネットワーク 一宇抹消  
・野々山 宏様

この郵便物は平成20年10月3日第75456号

書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社



中京区鳥丸通二条下ル秋野々町529

(郵便更物員占付用)ツ

配達日時 10月 6日 10時42分頃

保管期限 10月13日まで

配達担当者 齋藤 要介

お問い合わせ番号 164-07-75456-5

セビル5F

都消費者契約ネットワーク

野々山 宏様

配達証明

代表取締役 斎藤 武雄  
担当 斎藤 言孝



164-07-75456-5



9  
0  
4  
0  
8  
7

株式会社セレマ

京都市中京区西ノ京中御門東町134

〒604-8471 ☎(075)811-1101

ホームページアドレス:<http://www.cerema.co.jp>

